

## 国税庁の見解を踏まえた信託型ストック・オプションに関する実務対応策

執筆者：[弁護士 川添 文彬](#)

### 第1 はじめに

政府は、2022年11月28日にスタートアップ育成5か年計画を策定・公表し、その「第二の柱：スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化」の中で、「信託型ストックオプション（信託会社を経由してストックオプションを付与する仕組み）の実態を調査するとともに、その結果に応じて必要な対応を行う」ことを明言しました<sup>1</sup>。その約3ヶ月後の2023年2月20日の予算委員会の答弁において、国税庁次長は、「役員等に付与することを目的とした」信託型ストック・オプション（以下「信託型S0」といいます。）につき、ストック・オプション（以下「S0」といいます。）の行使時に給与所得として課税されると考えている旨を回答し、信託型S0に関する国税庁の見解を筆者の知る限り初めて公にしました<sup>2</sup>。なお、一部の税務専門雑誌においては、同回答がなされる前から、「取材により、課税当局は、信託型S0スキームにより付与されたS0についても権利行使時点で課税対象とされるとの見解を有していることが判明した」と報じられていたところでした<sup>3</sup>。

信託型S0を検討中又は導入済みの企業にとっては、信託型S0により付与されたS0が権利行使時点で給与所得として課税されるかどうかは、重大な関心事であると思われることから、本稿では信託型S0の課税関係について、国税庁が問題視する部分を中心に、主に以下の事項を整理し、各企業の状況に応じた実務対応策を論じます。

- (1) 信託型S0についての国税庁の見解
- (2) 信託型S0の考案者（以下「考案者」といいます。）による課税関係の整理
- (3) 考案者と国税庁の見解の相違点
- (4) 信託型S0を検討中の企業の実務対応策
- (5) 信託型S0を導入済みの企業の実務対応策

なお、①本稿は公表日時点の情報（法律、判例、通達、ガイドライン等）に基づき、情報提供目的で作成されたものであり、法的助言を構成するものではないこと、②本稿には筆者の意見が含まれており、国税当局が同じ見解を採用する保証はないこと、及び、③本稿は筆者の私見を述べるものであり、筆者の所属する法律事務所、株式会社その他の組織の見解を述べるものではないことにご留意ください。

<sup>1</sup> [新しい資本主義実現会議第13回](#)・資料1（13～14頁）

<sup>2</sup> [2023年2月20日予算委員会第三分科会](#)における土田慎衆議院議員の質問に対する国税庁次長星屋和彦氏の回答

<sup>3</sup> 週刊T&A master 2023年2月6日号（No.965）40～41頁（ロータス21）

## 第2 信託型 S0 とは何か

信託型 S0 とは、信託と S0 を組み合わせたインセンティブ・プランであり、考案者によれば、大要、以下の手順で S0 の発行及び交付が行われることとされています（信託型 S0 の図解は本稿読者の関心事ではないと思われるため省略します。）<sup>4</sup>。

- (1) 株主等が委託者となり、受託者に対して金銭を信託する
- (2) 受託者が発行会社に対して金銭を払込み、発行会社から S0 の発行を受ける
- (3) 信託契約上の受益者確定手続が開始した時点で、受託者が、確定した受益者（発行会社の従業員等）に S0 を交付する

## 第3 国税庁の見解

### 1 予算委員会における答弁の内容

2023年2月20日予算委員会第三分科会において、土田慎衆議院議員が、信託型 S0 の現状の課税状況に関してどの段階で課税するのかを国税庁に対して質問したところ、国税庁次長から大要以下の回答がなされました（以下、同回答を「本回答」といいます。）<sup>5</sup>。

#### <国税庁次長の回答>

発行法人が役員等に付与するストック・オプションにつきましては、一般的な課税関係を申し上げますと、当該ストック・オプションが税制適格ストック・オプションに該当する場合、それから役務提供の対価に該当しない場合、これらの場合を除きまして、ストック・オプションを行使した日の属する年分の給与所得と取り扱っているところでございます。

今ご指摘の信託型ストック・オプションでございますが、信託にストック・オプションを付与していることから、役員等の給与所得として課税されないのではないかとの見解があることは承知しておりますが、その信託型ストック・オプションが役員等への付与を目的としたものである場合には、実質的に役員等へ付与したと認められると考えられますことから、国税庁といたしましては、ストック・オプションを行使した日の属する年分の給与所得に該当するものと考えているところでございます。

なお、一定の要件を満たす税制適格ストック・オプションの場合には、租税特別措置法によりまして、ストック・オプションを行使した日における経済的利益につきましては、給与所得としては課税しないという措置が設けられているところでございます。

<sup>4</sup> 松田良成・山田昌史「新株予約権と信託を組み合わせた新たなインセンティブ・プラン（上）— 一時価発行新株予約権信託—」旬刊商事法務 No. 2042（2014年9月5日号）55頁以下（特に61～63頁）

<sup>5</sup> 前掲注2

## 2 関連する租税法令の内容

新株予約権を行使して株式を取得した場合、行使時に収入金額があれば、所得の計算に含まれることとなります（所得税法 36 条 1 項及び 2 項）。そして、新株予約権が「役務の提供その他の行為による対価…である」等の一定の場合には、その行使により取得した株式の価額から、新株予約権の取得価額に行使の際の払込金額を加算した金額を、控除した金額が、当該新株予約権行使時の収入金額（経済的利益の価額）と扱われることとされています（所得税法 36 条 2 項・所得税法施行令 84 条 3 項 2 号）。

（所得税法施行令 84 条 3 項）

3 発行人から次の各号に掲げる権利で当該権利の譲渡についての制限その他特別の条件が付されているものを与えられた場合（省略）における当該権利に係る法第三十六条第二項の価額は、当該権利の行使により取得した株式のその行使の日（省略）における価額から次の各号に掲げる権利の区分に応じ当該各号に定める金額を控除した金額による。

（省略）

二 会社法第二百三十八条第二項（募集事項の決定）の決議（省略）に基づき発行された新株予約権（当該新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件若しくは金額であることとされるもの又は役務の提供その他の行為による対価の全部若しくは一部であることとされるものに限る。） 当該新株予約権の行使に係る当該新株予約権の取得価額にその行使に際し払い込むべき額を加算した金額

（省略）

## 3 本回答から推察される国税庁の見解

本回答は、必ずしも法令の内容に即して明確な法律構成を提示していませんが、国税庁がいかなる法律構成を採用するのかにつき、本回答の内容から推察をすることは可能です。

### (1) 本回答第一段落について

本回答の一段落目においては、発行人が役員等に付与する S0 につき、①税制適格 S0 に該当する場合又は②役務提供の対価に該当しない場合以外は、権利行使時に給与所得課税となる旨を述べられています。

税制適格 S0 に該当する場合、新株予約権の権利行使時に所得税を課さないことは法令上明確に定められており（租税特別措置法 29 条の 2 第 1 項）、上記①につき異論はないと考えられます。また、信託型 S0 は、一般に、発行会社から取締役等に S0 を直接発行するものではないため、同条項の要件を満たさず税制適格 S0 には該当しません。

次に、発行人が役員等に付与する S0 に関して、役職員が、S0 の時価（公正価値相当額）を発行会社に直接払い込む形でいわゆる有償 S0 を引き受ける場合、役職員は S0 を時価で引き受けており、役務提供の対価として（例えば無償で又は自身の報酬債権を払い込む形で）S0 を引き受けていないことから、当該有償 S0 は「役務の提供その他の行為による対価」（所得税法施行令 84 条 3 項 2 号）に該当せず、その権利行使時に所得税を課されない（所得税法施行令 109 条

1 項 1 号参照) という解釈が、現在の実務上は一般的な解釈であると思われます<sup>6</sup>。本回答は、発行人が役員等に付与する S0 につき、「②役務提供の対価に該当しない場合」には行使時に給与所得として課税はなされないとしているうえ、単なる有償 S0 の課税関係については明示的に言及していないため、単なる有償 S0 につき行使時に給与所得として課税されると扱う趣旨までは含まないのではないかと推察されます。

## (2) 本回答第二段落について

本回答第二段落では、「その信託型ストック・オプションが役員等への付与を目的としたものである場合には、実質的に役員等へ付与したと認められると考えられますことから」、「国税庁といたしましては、」信託型 S0 により付与された S0 が権利行使時に給与所得として課税されると考えている旨が述べられています。

まず本回答は、「国税庁といたしましては」と前置きしていることから、国税庁次長個人の見解ではなく、国税庁の見解であることが明確に示されています。そして、本回答の内容を自然に受け取る限り、国税庁は、信託型 S0 につき、「その信託型ストック・オプションが役員等への付与を目的としたものである場合」という要件を満たす場合には、信託型 S0 により付与された S0 が権利行使時に給与所得として課税されると考えています。本回答の「役員等」の具体的な意義は不明ですが、従業員を除く合理的な理由は見当たらないと思いますので、役員のみならず、従業員を含めた概念であると思われます。信託型 S0 については、そもそもインセンティブ・プランとして考案されたものであり、信託組成時に具体的に受益者が決まっていなくても、最終的に役員及び従業員への交付が想定されているものではあると考えられますので<sup>7</sup>、本回答の射程には、実務上用いられている多くの信託型 S0 が含まれると推察されます。なお、「その信託型ストック・オプションが役員等への付与を目的としたものである場合」かどうかは、信託契約の目的の記載等に照らせば、容易に判断可能な基準であると考えられます。

次に、本回答の内容を自然に受け取る限り、「実質的に役員等へ付与したと認められると考えられますことから」というのは、「その信託型ストック・オプションが役員等への付与を目的としたものである場合」に S0 が権利行使時に給与所得として課税される理由を述べるものであると考えられます。他方で、上記(1)のとおり、本回答は、役職員に対して発行される単なる有償 S0 につき権利行使時に給与所得として課税する趣旨までは含まないと推察され、かかる評価が正しければ、国税庁は、有償 S0 を実質的に役員等に発行したと評価できることのみをもって「役務の提供その他の行為による対価」(所得税法施行令 84 条 3 項 2 号) に該当するとの法律構成・解釈論を取るものではないと考えられます。これらの本回答及び信託型 S0 の内容 (特に受益者となる役職員自身が会社に金銭の払込みを行わず、S0 発行の際の払込資金の拠出者でも通常ないこと) を踏まえて、本回答の力点を補足するならば、本回答は、「実質的に役員等へ (無償で) 付与したと認められると考えられますことから」という意図の発言であることが窺われます。

<sup>6</sup> 例えば、大石篤史・石橋誠之・間所光洋・高橋悠「有償で付与される譲渡予約権およびストック・オプションの法務・税務上の留意点—株式報酬等に代わる新たな仕組み・令和元年会社法改正も踏まえて—」旬刊商事法務 No. 2288 (2022 年 3 月 5 日号) 30 頁以下 (特に 38~39 頁)

<sup>7</sup> 前掲注 4・松田良成・山田昌史 61~63 頁参照

以上より、国税庁は、信託型 S0 について、単なる有償 S0 と異なり、役職員が S0 の時価（公正価値相当額）を会社に払い込むことなく（受託者から）S0 の交付を受ける点を捉えて、当該 S0 が「役務の提供その他の行為による対価…である」（所得税法施行令 84 条 3 項 2 号）との法律構成・解釈論に依拠するものと推察されます。

### (3) 本回答第三段落について

本回答第三段落では、土田慎衆議院議員の質問（大要、信託型 S0 の現状の課税状況に関してどの段階で課税するのか）と直接的に関係ないにも関わらず、「なお」として、税制適格 S0 につきその行使時に給与所得課税がなされない措置が設けられていることに、本回答第一段落の税制適格 S0 への言及に加えて、再度言及しています。

国税庁としては、信託型 S0 により付与された S0 のつき、その行使時に給与所得として課税されるものと取り扱ったとしても、企業が採用しうる他の方法として税制適格 S0 という税制優遇措置が整備されていることを強調したかったことが窺われます。

### (4) 本回答に基づき、行使時に給与所得課税の取扱いの対象となる信託型 S0 の範囲

本回答の内容を自然に受け取る限り、国税庁は、信託型 S0 が「その信託型ストック・オプションが役員等への付与を目的としたものである場合」には、当該 S0 がその行使時に給与所得として課税されると考えており、この判断基準からすれば、前述のとおり、実務上用いられている多くの信託型 S0 が国税庁の見解の範囲に含まれると考えられます。本回答の内容には、「その信託型ストック・オプションが役員等への付与を目的としたものである場合」に該当するにもかかわらず、国税庁の見解の範囲から外れる信託型 S0 があると考えられる合理的な根拠は含まれていないように思われます。そして、「その信託型ストック・オプションが役員等への付与を目的としたものである場合」かどうかは、信託契約の目的の記載等に照らせば、導入企業においても容易に判断可能と考えられます。

なお、信託型 S0 の受益者確定に関する個別の運用方法は、主に当該信託の法人課税信託該当性の評価に影響しうる事項であるところ、上記のとおり、国税庁は、信託型 S0 が法人課税信託に該当しないという見解ではなく、（いわば直接的に）S0 が所得税法施行令 84 条 3 項 2 号に該当するとの見解を有していると推察されますので、導入企業において、信託型 S0 の個別の受益者確定の個別の運用方法がどのようになされているかは、本回答における国税庁の見解の範囲を左右するものではないと考えられます。

### (5) 本回答に基づき、信託型 S0 が行使時に給与所得課税の取扱いの対象となる時期的制約

本回答は、土田慎衆議院議員の質問（大要、信託型 S0 の現状の課税状況に関してどの段階で課税するのか）に対して、国税庁の見解として回答されたものであることから、国税庁が現行租税法令の解釈として有する見解を示したものであることに疑義はないように思われ、国税当局が、本回答の立場に基づき課税処分を行うために、法令又は通達の改正や、追加のガイダンスの公表を必要とするものではないと考えられます。

そのため、信託型 S0 が本回答以前に導入されたかどうかにかかわらず、信託型 S0 により付与

された S0 が行使された場合で、かつ、「その信託型ストック・オプションが役員等への付与を目的としたものである場合」には、(本回答が通達ではなく国税局や税務署を拘束するものではないことを考慮したとしても、) 国税当局としては本回答の立場のとおり、行使した日の属する年分の給与所得として課税する対応を行う可能性が高いと予想されます。

### (6) 小括

以上は、本回答に基づく筆者の推察を含むものであり、本回答についても異なる見方・解釈の余地はありうるところです。また、今後、国税庁の見解に基づき、国税当局の課税取扱いを統一するために、国税庁の見解の追加の公表<sup>8</sup>を行うに際して、国税庁の見解が変更される可能性が全くないとは言い切れません。

もともと、本回答が、全国民がインターネット上で閲覧可能な公開された予算委員会の場で国税庁次長から国税庁の見解として示されていることからすれば、現時点で既に国税庁の見解は固まっていることが窺えるところであり、今後その見解が大きく変わる可能性は高くないように思われます(もし国税庁の見解が今後変更される可能性があるのであれば、具体的な回答を控えたり、検討中である旨を回答するに留めたりしたうえで、その見解が確定した時点で公表する方が自然であるように思われます。)

## 第4 信託型 S0 の考案者による課税関係の整理

以上の国税庁の見解と異なり、考案者は、従来より、「従業員が取得した新株予約権を行使した場合にも時価発行新株予約権であるがゆえに給与所得課税を受けず、結局、売却時に株式等譲渡所得課税(分離課税)がなされるまでは課税を受けないことになる」と信託型 S0 の課税関係を整理していました<sup>9</sup>。

また、考案者が取締役を務める信託会社は、最近、同社のウェブサイト上において「信託型ストックオプションに関する課税上の取扱いに係る当社の見解について」を公表し<sup>10</sup>、信託型 S0 に対する所得税法施行令 84 条 3 項 2 号の適用関係について、「受託者が発行法人から公正価値を支払った上で新株予約権を取得していること(無償で発行した税制非適格ストックオプションのように、付与時点の価値を含む利益が権利行使して株式を取得した時点で初めて生じたものと見ることはそもそも不可能であること)、また、役職員等の第三者は、(省略)受託者から租税法令の規定に基づき新株予約権の簿価による引継ぎを受けているにすぎないこと(発行法人が

---

<sup>8</sup> 過去に国税庁が、信託と新株予約権を組み合わせた買収防衛策(信託型ライツプラン)の税務上の取扱いを公表した際は、「新株予約権を用いた敵対的買収防衛策に関する原則的な課税関係について(法人税・所得税関係)(平成 17 年 4 月 28 日)」という形で公表されています。

<<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/050428/05.htm>>にて閲覧可能(2023 年 2 月 27 日閲覧)

<sup>9</sup> 松田良成・山田昌史「新株予約権と信託を組み合わせた新たなインセンティブ・プラン(下)―時価発行新株予約権信託―」旬刊商事法務 No. 2043(2014 年 9 月 15 日号) 34 頁以下(特に 39~40 頁)

<sup>10</sup> コタエル信託株式会社のコーポレートサイト上に掲載された「信託型ストックオプションに関する課税上の取扱いに係る当社の見解について」(2023 年 1 月 31 日)

<<https://kotaeru-trust.co.jp/news/20230131/index.html>>にて閲覧可能(2023 年 2 月 27 日閲覧)

役職員等の第三者に対して給与等を新株予約権という現物で支払っているという関係にはないこと) から、役務提供その他の行為による対価の全部又は一部として与えられたものではない」との解釈を提示し、信託型 S0 により付与された S0 は、「役務の提供その他の行為による対価」(所得税法施行令 84 条 3 項 2 号) に該当しない旨及びその他の同条項の要件も満たさない旨を主張しています。

### 第 5 国税庁と考案者の見解の相違点

上記第 3 において述べた本回答の国税庁の見解は筆者の推察を含むものであり、国税当局が当該見解を採用するかどうかについて厳密には不明であることを措いても、結論として、本回答における国税庁の見解と考案者の見解が異なることは否定し難いように思われます。

本回答の国税庁の見解についての筆者の推察が正しければ、本回答の国税庁の見解と考案者の見解の本質的な相違点は、国税庁の見解が、発行法人と受託者との間の S0 の発行取引から、受託者から役職員への S0 の交付に至る信託型 S0 における一連の取引を全体的に捉えたうえで、信託型 S0 により付与される S0 の「役務の提供その他の行為による対価」の該当性を判断しているのに対して、考案者の見解は、信託型 S0 の各取引を個別に捉えて (つまり①発行法人と受託者との間の S0 の発行取引及び②受託者から役職員への S0 の交付の取引をそれぞれ個別に捉えて)、「役務の提供その他の行為による対価」の該当性を判断している点にあると考えられます。なお、一連の取引を全体的に捉えるか又は個別的に捉えるかで、国税当局と納税者の見解が異なることは、筆者が納税者代理人として過去に関与した税務訴訟やその他の昨今の税務訴訟においても散見されるところであり、必ずしも本件特有の問題ではありません。

納税者としては、もし国税当局からチャレンジされ、信託型 S0 につき S0 の行使時に給与所得として課税されないことを裁判所で争う場合には、(本回答のみならず、今後公表されうるガイダンスの内容、訴訟における国の主張等に基づき) 国税庁の見解・法律構成を正確に理解したうえで、租税法令の解釈手法、取引を個別的に捉えず全体的に捉えることの是非、信託型 S0 の事業上の目的・特徴 (特に行使時給与所得課税を回避するという目的を超えた事業上のメリットの有無)、国税当局に対する事前相談の回答内容等のポイントを踏まえて、国税当局の法律構成が成り立たないことを主張し切ることが重要と考えられます。

### 第 6 信託型 S0 を検討中の企業の実務対応策

筆者の知る限り本回答以前には国税当局から信託型 S0 の課税取扱いに関するガイダンスは公表されていなかったところであり、また、信託型 S0 のような複雑な取引に関する課税上の取り扱いには一般的に解釈の余地があることから、本回答以前より、信託型 S0 につき S0 の権利行使時に給与所得として課税される税務上のリスクがおおよそ皆無であるという整理はされていなかったのではないかと思います。もっとも、本回答の内容を踏まえたと、信託型 S0 については S0 の行使時に給与所得課税されるとして国税当局からチャレンジされる税務リスクが高まった又はその税務リスクが顕在化しつつあると評価せざるをえません。

もちろん、今後、信託型 S0 の課税関係が裁判所等で争われ、納税者の主張が認められるシナリオも考えられるところです。もっとも、裁判所等での紛争解決には一定の年数及び多額の費用がかかることが予想され、また、課税関係の不安定さが業績向上や勤続維持のインセンティブを付与する効果を低減させうることは無視できないデメリットと考えられます。

従いまして、信託型 S0 を検討中の企業としては、少なくとも、今後、裁判所の判断、国税庁のガイダンスの公表等により、その導入する「信託型 S0 については、S0 の権利行使時に給与所得として課税されない」という形で課税関係が明確化される解決がなされるまでは、信託型 S0 以外のインセンティブ報酬プランを検討することが安全と考えられます。

### 第7 信託型 S0 を導入済みの企業の実務対応策

信託型 S0 を導入済みの企業（以下「導入企業」といいます。）の対応策はより複雑ですが、大きく、以下の2つの選択の方向性があると考えられます。以下それぞれにつき更に検討します。

- (1) 信託型 S0 を維持する。
- (2) 信託型 S0 を廃止し、他のインセンティブ報酬プランに切り替える。

#### 1 信託型 S0 を維持する選択肢

導入企業は、信託型 S0 の導入に際して多額の費用を負担していることが一般的であるため、信託型 S0 の廃止及び別プランへの切替え等には大きな心理的抵抗があるであろうことは想像に難くないところです。導入企業が、信託型 S0 を維持する場合、更に以下のとおり対応が分かると考えられます。

##### (1) 国税当局のガイダンスに従う選択肢

本回答が国税庁の立場として示されたことからすれば、現時点で、信託型 S0 により付与された S0 の行使があった場合に、本回答を踏まえて国税局又は税務署に当該 S0 の課税関係を相談すると、（本回答が通達ではなく国税局や税務署を拘束するものではないことを考慮したとしても、）行使時給与所得課税として扱うよう指導がなされる可能性が高いように思われます。

導入企業としては、信託型 S0 を維持したうえで、単純に、本回答及び国税当局の今後のガイダンス（本回答以降に本回答を踏まえてなされた国税局や税務署に対する個別相談の結果を含む）に従って、源泉徴収や税務申告等を行うことが考えられます。その結果、仮に、信託型 S0 が行使時給与所得課税として取り扱われたとしても、同プランのインセンティブ効果や付与対象者の経済的利益の全てが失われるわけではなく、導入企業や付与対象者にとって（最善の事態ではなくとも）最悪の事態でもないとも考えられます。

信託型 S0 が行使時給与所得課税であると扱われる場合、導入企業は、役職員が S0 の行使により得る経済的利益に対して、源泉徴収義務を負担すると考えられます（所得税法 183 条）。導入企業としては、①源泉徴収税額相当額を法人で立て替えて国に納付したうえで役職員から徴収



するか、②源泉徴収税額相当額を法人で負担することとし、当該金額を給与として取り扱う（源泉徴収税額に関してグロスアップ計算を行う）といった対応が必要になると考えられます<sup>11</sup>。なお、これらの対応を行うにあたっては、導入企業及び役職員に現金収入が未だない中で納税を先に行うことになるため、仮に上記①の対応を行う場合、（上場会社の場合にはインサイダー取引規制等に配慮しながら）役職員がS0を行使して取得した株式をすぐに売却できる状況を確保することが重要と考えられます。

## (2) 信託型S0が行使時給与所得課税ではないとの立場を取る選択肢

導入企業が、信託型S0を維持し、かつ、その信託型S0につきS0の行使時に給与所得として課税されないとの立場を取る場合、本回答において示された国税庁の見解とは異なると考えられますので、導入企業と国税当局との間で当該見解の相違に基づく税務紛争が生じることが合理的に予想されます。

上記のとおり、信託型S0につきS0の行使時に給与所得として課税されると扱う場合、導入企業には源泉徴収義務が発生しますので、導入企業が当該源泉徴収義務を履行せず、国に所得税を納付しないのであれば、国税当局としては、本回答に示された見解に基づき、（役職員ではなく）導入企業に対して当該源泉徴収義務にかかる所得税（及び不納付加算税）を納付するよう求めると考えられます。

導入企業としては、この求めに理由がないものとして争う方針であれば、争訟による解決を選択することになります（具体的な争訟の方法は本稿では割愛します。）。この争訟は、①解決までに一定の年数を要し、②課税関係の不安定さにより争訟期間における当該信託型S0のインセンティブ機能が低下しうるものであり、③仮に導入企業の主張が認められても信託型S0につき行使時給与所得課税がなされない結果となることを超えて導入企業に大きな経済的利益がもたらされるものではなく、④多額の弁護士費用がかかるため、導入企業にとっては、争訟の勝敗にかかわらず、多大な負担と強い覚悟を要する選択肢であるといえます。

もっとも、これらの点を考慮したとしても、導入企業の個別具体的な状況によっては、この選択肢を取ることが合理的な場合はあると考えられますので、この選択肢を検討する導入企業は、導入企業の個別具体的な状況に基づき、税務訴訟に精通した弁護士に、その見立てを含む対応策につき、（相談結果によっては他の選択肢を取ることのできるよう）なるべく早いタイミングで、相談することが望ましいと考えられます。

## 2 信託型S0を廃止し、他のインセンティブ報酬プランに切り替える選択肢

以上の選択肢のほか、導入企業が、信託型S0を廃止し、他のインセンティブ報酬プラン（税制適格S0等）に切り替える選択肢は、それが信託契約及び信託法に基づき可能であり、かつ、他のインセンティブ報酬プランの利用に大きな支障がない場合、国税当局と紛争を避けながら、

<sup>11</sup> 松尾拓也・西村美智子・中島礼子・土屋光邦編著『インセンティブ報酬の法務・税務・会計』（中央経済社、2017年）200～201頁参照。なお、同書の201頁において、本文②の方法による場合、一般に源泉徴収税額相当額は損金不算入となる旨が指摘されていることに留意が必要です。

代替的なインセンティブ報酬プランを用いて事業の成長に集中できる有力な選択肢といえます。

そもそも導入企業は、信託型 S0 の導入時に、抽象的に税務上のリスクがあることは認識していたとしても、信託型 S0 については行使時給与所得課税であるとして国税当局からチャレンジされる税務リスクが高いとまで認識できる状況にはなかったと思われ（前述のとおり、筆者の知る限り、本回答以前には国税当局から信託型 S0 の課税取扱いに関するガイダンスは公表されていなかったことから、国税当局が本回答で示された立場を取るかどうかは不明でした。また国税当局への事前照会を行った導入企業もあるでしょう。）。本回答により、事実上、信託型 S0 の税務リスクに関する状況が大きく変わったという評価は必ずしも不合理ではないと考えられます。

仮に、信託型 S0 を廃止し、税制適格 S0 に切り替えることができた場合を想定すると、税制適格 S0 の要件を満たす限り、S0 の行使時に給与所得としての課税はなされないことから、国税当局との紛争を回避し、当該紛争解決にかかる時間及び費用を節約したうえで、国税当局との間の信託型 S0 に関する税務争訟において導入企業の主張が全面的に認められた場合と大要同じ税務上の結果（つまり S0 行使時に給与所得課税がなされないという結果）を得られます。他方で、導入企業が信託型 S0 を廃止した後に、仮に裁判所が他の導入企業の事例において信託型 S0 につき S0 の行使時に給与所得として課税されない旨の判決を下したとしても、信託型 S0 を廃止して税制適格 S0 に切り替えた導入企業に大きな不利益・ダウンサイドは生じないとも考えられます。但し、信託型 S0 を廃止することに関する法律上及び税務上の問題点（可否、方法、廃止に伴う課税関係等）は慎重に精査する必要があると考えられます。

信託型 S0 を他のインセンティブ報酬プランに切り替えるタイミングとしておそらく最も望ましいと考えられるのは、（信託型 S0 の存否に関わらず、）新たなインセンティブ報酬プランを導入しようとする時点であり、信託型 S0 を廃止し、その分、新たなインセンティブ報酬プランの発行量を（当初予定よりも）増やすという対応をすることにより、余分なコストを抑えながらスムーズな切替え及び税務リスクの低減が可能になると考えられます。例えば、本年度の税制改正により税制適格 S0 が利用しやすくなることから、（信託型 S0 の存否にかかわらず）税制適格 S0 を発行することに決めていた企業が、ついでに信託型 S0 を廃止し、税制適格 S0 の発行量を当初予定よりも増やす形で、インセンティブ報酬プランをスムーズに切り替えること等が考えられます。但し、信託型 S0 により付与された S0 の行使のタイミングや受益者の確定時期が差し迫っている場合等には、信託型 S0 の廃止のタイミングにより、廃止手続の可否、煩雑さ及び課税関係が変化する可能性がありますので、新プランの導入タイミングを待たずに、早急に検討を進める必要があると考えられます。

以上を考慮しますと、適切なタイミングで、信託型 S0 を廃止し、他のインセンティブ報酬プランに切り替える選択肢は、それが信託契約及び信託法上可能な場合には、基本的に合理的であり、導入企業の有力な選択肢となると考えられます。導入企業がすぐに行うことができることとして、その信託契約等を確認し、自社の導入する信託型 S0 においてこの選択肢を取る事ができるかどうかを確認する事は有益と思われ。また、信託契約や信託法等の検討についても複雑な法的問題を含みうるため、これらの点についても上記の各選択肢に関する事項と併せて、なるべく早いタイミングで、弁護士に相談することが望ましいと考えられます。

## 第8 補論：スタートアップのインセンティブ報酬制度の環境整備の方向性（立法論）

以上、本稿では、本回答を踏まえた信託型 S0 の実務上の対応策について論じました。最後に、信託型 S0 の対応策と直接関係ないものの、補論として、スタートアップのインセンティブ報酬制度の環境整備の方向性（立法論）について筆者の実務家としての所感を述べたいと思います。

スタートアップのインセンティブ報酬制度の環境整備（規制及び税制の整備）は重要な社会的課題であり、実務上用いられているインセンティブ報酬プランに関する国税当局の見解が示され、取引の課税関係が予測可能になること自体は一般的に望ましいことであるように思われます。もっとも、本稿で述べたとおり、国税当局の見解を裁判所で争うことには納税者に多大な負担を求めることとなりますので、（信託型 S0 を離れた）一般論として、上記の環境整備は法令をもって明確になされることが本来最も望ましいといえます。

昨今、スタートアップに関する環境整備は急速に推進されていますが、税制面では、未だ重要な点において整備が不十分と思われる点が散見されます。例えば、スタートアップ育成 5 か年計画は、「RSU (Restricted Stock Unit: 事後交付型譲渡制限付株式) の活用に向けた環境整備」を掲げていますが、そこで掲げられているのは金融商品取引法の規制に関する整備のみです。もちろん金商法の規制整備も重要ですが、スタートアップにおいて RSU の活用に向けた環境整備を本当に意味ある形で行いたいのであれば、未上場スタートアップにおける RSU に関する税制の整備が必要かつ重要であると考えられます<sup>12</sup>。

RSU と信託型 S0 は、事後交付型のインセンティブ報酬である点においては共通しているところ、スタートアップにおいて事後交付型のインセンティブ報酬を用いたいとのニーズが一定程度あるにもかかわらず、よりシンプルでグローバル標準な株式報酬制度である RSU に関する税制整備が不十分であるため、信託型 S0 が利用されてきたという側面は否定し難いように思われます<sup>1314</sup>。RSU の環境整備は立法論であり、信託型 S0 の課税関係に直接影響を与えることはありませんが、本件を契機として、税制環境整備の重要性が再認識され、スタートアップにおける RSU の環境整備の議論が税制面を含めて進むことを期待したいと思います。以上

<sup>12</sup> 拙稿「[オランダ留学で得た知見が租税実務にどう役立つか ～ダブル・トリガー・RSU についての覚書を兼ねて～](#)」税務弘報 2022 年 5 月号（中央経済社）49～51 頁において、米国と同様、未上場スタートアップにおいて（税制上不利にならない中立的な形で）役員に対する RSU を利用できる税制整備の必要性及び具体的な税制整備の方法につき論じています。

<sup>13</sup> そもそも信託型 S0 が利用され始めた当時（2014 年）には、RSU 等の株式報酬についての税制はあまり整備されていませんでした。平成 29 年税制改正において RSU 等の株式報酬に関する税制が大幅に整備された後、上場会社においては RSU 等を用いた株式報酬制度・グローバル株式報酬制度の導入が急速に拡大し、筆者も多くの導入案件に関与しました。未上場会社における役員に対する RSU に関する税制が整備されれば、未上場会社においても、信託型 S0 ではなく、RSU 等の株式報酬制度を選択するスタートアップが増加することが予想されます（なお、上場前の企業の時価総額が大きくなった時期に、役員を含めて税制上不利のない形で RSU を利用できることが事前に分かっているのであれば、翻って、時価総額が小さい時期には税制適格 S0 を用いれば足りるという企業の経営判断を促すことになり得る点についても指摘しておきたいと思います。）。

<sup>14</sup> インセンティブ報酬を事後交付したいとの企業の事業上のニーズは、税制適格 S0 の要件（行使期間、行使金額、手続等）の緩和によっては必ずしも満たすことのできないものですので、税制適格 S0 の要件の緩和とは別の環境整備が必要であることには留意が必要です。